

令和2年度シニアリーダー養成講座・地域活動支援事業業務委託

企画提案実施要領

1 目的

本事業は一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業として実施するもので、自主的な介護予防活動のリーダーとして活躍できるような人材の育成を目指す「シニアリーダー養成講座」を運営し、講座修了後の自主活動が円滑に行えるよう地域活動を支援することにより、介護予防活動の推進を図ることを目的とする。

2 業務の実施方法

本事業における実施主体は、千葉市とする。

ただし、本事業は、現に介護予防地域活動支援の取組を先駆的に実施している団体等の知識、技術の活用を図るため、本事業の目的を理解し、適切な実施ができる団体から、企画提案方式により能力を総合的に評価して選定し、業務委託によって実施する。

3 委託業務

(1) 件名

令和2年度シニアリーダー養成講座・地域活動支援事業業務委託

(2) 内容

別紙「令和2年度シニアリーダー養成講座・地域活動支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

(4) 委託上限金額

18,473千円（この金額に消費税を乗じた金額を上限とする。）

4 参加資格要件

次にあげる条件をすべて満たす法人格を有する団体とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 本業務の参加申し込み期限前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がされていない者

オ 本業務の参加申し込み期限の日から選定結果通知日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止を受けている者

カ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続のきの開始決定がなされている者

キ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

ク 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納し

ていない者

コ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

- (2) 暴力団員による不当な(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。
- (3) その代表者等(法人にあつてはその役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者を、その団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である法人でないこと。
- (4) 過去に、官公庁において本業務内容に類似する契約協定を含む実績があり、かつ、誠実に履行していること。
- (5) 千葉市との円滑・迅速な業務遂行を行える体制を有していること。

5 参加に関する手続き

(1) スケジュール(予定)

①	企画提案実施要領公表	令和2年2月14日(金)
②	参加申込書受付	令和2年2月14日(金)～令和2年2月26日(水)
③	質問受付	令和2年2月14日(金)～令和2年2月21日(金)
④	質問回答ホームページ掲載	令和2年2月27日(木)までの間に随時掲載
⑤	参加資格確認結果通知書送付	令和2年2月27日(木)までに発送
⑥	企画提案書受付	令和2年2月27日(木)～令和2年3月10日(火)
⑦	選考委員会開催	令和2年3月18日(水)
⑧	選定結果の通知	令和2年3月下旬

(2) 参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和2年2月26日(水)午後5時 ※厳守

※土・日曜日、祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参

ウ 提出先

千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課 地域包括支援班(千葉市中央区千葉港1番1号)

エ 提出書類

(ア) 参加申込書(様式2)

(イ) 誓約書(様式3)

(ウ) 企業概要(様式4)

(エ) 介護予防事業の実績が分かる書類

(2種類以上で、過去5年間のものに限る。契約書の写しを添付すること。)

オ 参加資格確認通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和2年2月27日(木)までに参加決定の可否について電子メールにより通知する。

(3) 内容に関する質問

本企画提案の実施においては、説明会を行わないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記により質問すること。

ア 受付期間

令和2年2月14日（金）から令和2年2月21日（金）まで

イ 提出方法

電子メールで提出すること。なお、電話・口頭・電子メール以外の書面及び期限後の質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「令和2年度シニアリーダー養成講座・地域活動支援事業業務委託 企画提案質問票〇〇会社（会社名）」とし、質問書を提出するときには、必ず電話で提出の連絡をすること。

提出先Eメールアドレス：hokatsucare.HW@city.chiba.lg.jp

ウ 提出書類

質問書（様式1）

エ 質問に対する回答

質問の回答は、令和2年2月27日（木）までの間に千葉市ホームページに随時掲載する。なお、質問の回答の内容については、本実施要領の追加又は修正とみなし、回答を公開したことについて、当課から質問者宛に連絡は行わない。

(4) 企画提案書提出

参加資格確認通知により参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出期限

令和2年3月10日（火）午後5時 ※厳守

※土・日曜日、祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参

ウ 提出先

千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課 地域包括支援班（千葉市中央区千葉港1番1号）

エ 提出書類

(ア) 令和2年度シニアリーダー養成講座・地域活動支援事業業務委託 企画提案提出資料（別紙様式5）

(イ) 企画提案書

- a 提案様式1 （事業実施全般に関する提案書）
- b 提案様式2 （個人情報に関する提案書）
- c 提案様式3 （委託金額に関する提案書）

オ 提出にあたっての留意事項

- (ア) 提出は1参加者につき1提案とする。
- (イ) 企画提案書の提出部数は8部（正本1部、副本7部）とする。
- (ウ) 仕様は、A4縦（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字・図表等は白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じて、A3版折込みも可能とするが、この場合、A4版2ページと数えるものとする。
- (エ) 企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に

使用されているものを除く。)、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。

(オ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。表紙については、正本のみ会社名を記載し、押印すること。なお、副本については、企画提案書の内容から、企業名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

カ 提案内容（本文）は、1事業に対し、40ページ以内（表紙、目次、あい紙等を除く。）までとし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。

キ 正本（1部）については、押印、袋とじとする。副本（7部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。なお、フラットファイルやドッチファイル等のファイルには綴じずに提出すること。

ク 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

ケ 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次千葉市と協議して決定することとなるので留意すること。

6 委託業者の選定

(1) 選定趣旨

企画提案内容を総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、委託契約予定者として決定する。

(2) 選定方法

選考会を開催し、選定する。

ア 開催日時 令和2年3月18日（水）14：00～
*時間は参加申込期限以降、電子メールにより通知する。

イ 開催会場 千葉市中央コミュニティセンター7階

ウ 出席人数 各社3人以内とする。

エ 時 間 1社あたり説明時間は20分以内とし、その後質疑応答（15分程度）を受ける。

オ 説明資料 提出済みの企画提案書とし、追加資料は認めない。

(3) 選定基準

全てのプレゼンテーション終了後、次に掲げる審査項目、配点に基づき、審査員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を選定する。

なお、最高得点者が複数いる場合には、その中から見積額の一番低い者を選定する。

評価項目	評価の視点	配点
提案企業概要・事業実績	業務経験が豊富にあり、委託事業者として適性があるか	10点
提案趣旨	一般介護予防事業の理念を理解しているか	10点
事業実施方針・実施方法	仕様書に記載の目的や業務内容に即し、効果的な実施内容となっているか	10点
事業効果	事業実施において介護予防の推進に見合った提案となっているか	20点
実施体制	事業内容、参加者数及び配置職員数のバランスは適当か	10点
市民へのシニアリーダーの周知について	応募者を増やす事を含め、シニアリーダーの周知に関する提案は効果的か	15点
独自の提案事項	提案者の強みを活かした提案となっているか	15点
委託金額に関する提案	業務内容に対し見積額は適当か	10点
合 計		100点

(4) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 見積額が、本要領3（4）に記載する委託料を超過した場合

イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出書類に重要な誤脱があった場合

オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

カ 審査の公平を害する行為があった場合

キ その他、企画提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合

(5) 選考結果の通知

選考結果については、採用・不採用に関わらず、電子メールにより通知する。また、最優秀提案者については企業名・点数を、最優秀提案者以外の参加者については点数のみを、令和2年3月下旬を目途に千葉市ホームページに掲載する。なお、選定結果に関する異議申立ては一切認めない。

7 契約方法

(1) 最優秀提案者の決定後は、最優秀提案者より改めて見積書を徴取し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

(2) 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

(3) 契約にあたり、提案者は千葉市契約規則第28条に定める契約金額の100分の10以上の金額または同28条の2に定める契約保証金に代わる担保を納めること。ただし、提案者が同29条に該当する場合は、これを免除する。

(4) 本委託に係る令和2年度予算が千葉市議会において議決されない場合は、契約を行わない。
この場合、準備等にかかった費用はすべて提案者の負担とし、市は一切の責任を負わないこととする。

8 その他留意事項

(1) 提出された企画提案書等の書類一式は返却しない。

(2) 提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。

(3) 本企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

9 問い合わせ先

千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課 地域包括支援班

千葉市中央区千葉港1番1号

電話 043（245）5168

電子メール hokatsucare.HW@city.chiba.lg.jp